

用語解説

か行	
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。
協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
刑事施設	刑務所、少年刑務所、拘留所の総称。
刑法犯	刑法（明治40年法律第45号）に規定する罪。
刑務所	主として、罪を犯した者のうち、刑罰に服することとなった者を収容する刑事施設。長野県には長野刑務所がある。
検挙	警察等が検挙し、検察官に送致・送付した事件の数。
更生保護サポートセンター	保護司会が、地域の関係機関等と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点。
更生保護施設	矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している期間に生活指導、職業補導などを行っている。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者等や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。
更生保護法人	更生保護事業を営む民間の団体。県内には更生保護法人長野県保護観察協会と更生保護施設（長野司法厚生協会裾花寮、松本保護会みすず寮）がある。
コレワーク	受刑者等の居住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報提供などを行う法務省の機関。矯正就労支援情報センターの通称。
さ行	
再入者	受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者。
再犯者	2度以上刑法犯により検挙された者。
社会福祉協議会	社会福祉法に定められた地域福祉を推進する団体。地域が抱える様々な地域福祉課題を地域全体の課題として捉え、住民が主体的に参加し、考え、話し合い、協力して誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりの推進を目的としている。
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。
受刑者	懲役刑、禁錮刑又は拘留刑の執行を受けている者。
少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設。長野県には有明高原寮がある。
少年鑑別所	①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設。長野県には長野少年鑑別所がある。
少年警察ボランティア	警察本部長等が委嘱する民間のボランティア。「地域の子どもは、地域で育てる」を基本理念に、少年の非行防止と健全育成のため、市町村、学校などと連携して日頃から地域に密着した活動を展開している。
少年刑務所	主として、犯罪をした者等のうち、刑罰に服することとなった26歳未満の受刑者を収容する刑事施設。長野県には松本少年刑務所がある。
少年サポートセンター	都道府県警察に設置され、少年補導員を中心に非行防止に向けた取組を行っている機関。
初犯者	犯罪により初めて検挙された者。

自立準備ホーム	保護観察所においてあらかじめ登録された NPO 法人等に対して、矯正施設出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施。帰る家の無い犯罪をした者等が、自立できるまでの間一時的に住むことができる民間の施設。
信州あいさつ運動	家庭や地域でお互いにあいさつをすることで、みんながつながり、地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する運動。
生活就労センター（まいさぼ）	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行い、個人の状態にあった自立支援計画（プラン）を作成し、必要なサービスの提供につなげたり、就労支援等を行う自立相談支援機関。長野県では市と共同して名称を「生活就労支援センター」愛称を「まいさぼ」と統一している。
青少年サポーター	「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立って、青少年の自主活動をサポートし、その活動を牽引する青少年活動の核となる人材。子どもの見守り・声かけや子どもの居場所づくりへの参加に取り組んでいる。
た行	
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。（厚生労働省による）
地方検察庁	刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用の請求等を実施している機関。
な行	
入所者	裁判が確定し、その執行を受けるため、刑事施設に新たに入所するなどした受刑者。
認知件数	犯罪について、被害の届出等により警察が発生を認知した事件の数。
は行	
犯罪をした者等	犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年）もしくは非行少年であった者。
犯罪率	人口 10 万人当たりの認知件数。
暴力追放県民センター	県民に脅威と不安を与えている暴力団を長野県から追放し、暴力のない安全で住み良い社会をつくるため、設立された公益法人。
保護観察	犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うこと。
保護観察所	法務省の地方支分部局で、保護観察に付された犯罪をした者等を、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援等を行う機関
保護司	地域の実情等を理解しているという特性を活かし、保護観察所の保護観察官と協働して、保護観察を実施するとともに、犯罪予防活動、就労支援、学校や地域の機関・団体との連携等を実施する者。
その他	
BBS会	「Big Brothers and Sisters Movement」の略。問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体